

# 大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されました。



## 規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大<sup>※1</sup>されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。



## 罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されるようになりました。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるようになりました。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。



## 事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されました。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者<sup>※2</sup>」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等<sup>※3</sup>が事前調査結果を都道府県等<sup>※4</sup>へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存<sup>※5</sup>することが義務付けられました。



## 作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者<sup>※6</sup>」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存<sup>※7</sup>が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

- ※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
- ※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※3 元請事業者または自主施工者
- ※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
- ※5 解体等工事終了後3年間保存
- ※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
- ※7 解体等工事終了後3年間保存

## 石綿(アスベスト)とは

石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

### 代表的な石綿(アスベスト)

クロシドライト(青石綿) アモサイト(茶石綿) クリソタイル(白石綿)



出典：THE ASBESTOS/せきめん読本（1996年日本石綿協会）

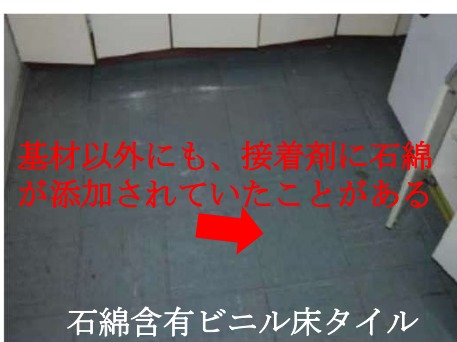
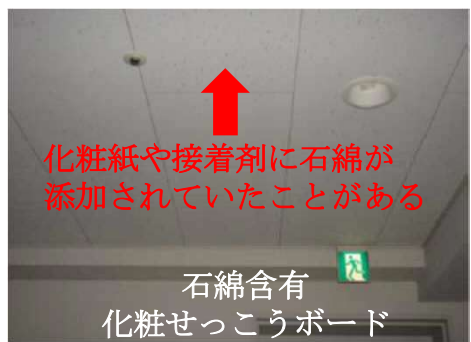
## 石綿(アスベスト)の使用と規制

昭和30年頃	建材としての使用が一般化
昭和50年	石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
昭和55年	石綿含有吹付けロックウールの使用終了
昭和62年11月	建築物耐火構造規定から吹付け石綿を除外
平成7年1月	〈 <b>阪神・淡路大震災</b> 〉
4月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
平成16年10月	石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止
平成17年6月	〈 <b>石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案</b> 〉
7月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止
平成18年9月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止
平成24年4月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止

# 新たに石綿含有成形板等が規制対象となりました。



一般的な住宅にも使用されていることがあります。



出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

新たに規制対象となった石綿含有成形板等については、作業基準として、作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること</p> <p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>①除去部分の周辺を事前に養生すること</p> <p>②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)</p>
その他の石綿含有成形板等	<p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること</p>

※1 同等以上の効果を有する措置例：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

☆ その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

環境省 大防法改正

・改正内容の詳細（リーフレット）

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>



・法改正の資料等掲載ページ

[https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表) 内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>

# 建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

**gBizID**

<https://gbiz-id.go.jp>



## 石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。



# 事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事※<sup>1</sup>であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※<sup>1</sup>であって、当該作業の請負代金の合計額※<sup>2</sup>が100万円以上であるもの
- ③ 工作物※<sup>3</sup>を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※<sup>1</sup>であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※<sup>1</sup> 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※<sup>2</sup> 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※<sup>3</sup> 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等※<sup>4</sup>に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】※<sup>5</sup>

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）※<sup>6</sup>

※<sup>4</sup> 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※<sup>5</sup> 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※<sup>6</sup> 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

